

ご遺族のための 手続きガイドブック

～今後のさまざまな手続きのご案内～

「ご遺族支援コーナー」では、亡くなられた方の必要な手続きをスムーズに行っていただけるよう
申請書・届出書の作成などをサポートします。支援コーナーのご利用は予約制となっています。
手続きを希望する日の3開庁日前にまでにご予約ください。

ご遺族支援コーナー
【ご予約ください】

☎ 0186-62-1114

(予約受付は、平日：午前8時30分～午後5時15分)

※予約前に「ご遺族支援コーナー」事前予約シートを記入ください。受付時に内容を聞き取りします。

※亡くなられた方のご住所が北秋田市外の場合は、住所地の
市区町村役場にお尋ねください。

手続きで必要となる持ちものを事前にご確認ください(2ページ)

市民生活部市民課
(北秋田市)

目次

○市役所にお持ちいただくもの	2ページ
○死亡に関する手続きについてよくある質問	3ページ
○市役所で行う手続き	4～13ページ
世帯主の変更・印鑑登録証・住基カード・マイナンバーカード・パスポート 国民年金・福祉医療制度 国民健康保険・後期高齢者医療保険 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当 保育園など・障がい者 介護保険・高齢者・納税(収納) 軽自動車税・固定資産税・市県民税 農地・森林・市営住宅・空き家 公共下水道・浄化槽・農業集落排水施設 上水道・市営墓地・飼い犬・理容所・旅館業等・就学援助・防災ラジオ	
必要な手続きについては、亡くなった方によって異なりますので、ご確認のうえお手続きください。	
○市役所以外で行う手続き	14～18ページ
厚生年金・共済年金・農業者年金・企業年金・恩給・国税等・運転免許証・普通自動車(税) 普通自動車・軽自動車・有料道路割引・生命・損害保険等・株式等・預貯金口座等・不動産登記 クレジットカード・NTT東日本・NTT東日本以外・電気・ガス料金等・NHK受信料・携帯電話等	
○郵便による戸籍謄抄本等の請求方法	19ページ
○戸籍証明書等の郵便請求書	20ページ
○委任状に関するご案内	21ページ
○委任状	22ページ
○委任状(代筆用)	23ページ
○相続税についてお知らせ	24ページ
○税務署の電話番号一覧	25ページ
○秋田地方法務局・大館支局	25ページ
○共済組合等の連絡先一覧	26ページ
○固定資産を所有する方が亡くなられた場合 の手続きについて	27ページ
○相続登記・相続税等	28ページ

市役所にお持ちいただくもの

お越しの際には、下記のうち該当するものをお持ちください。

なお、各手続きに必要なものにつきましては、4ページ以降をご覧ください。

○ご遺族のもの

- ☐ 認印(相続人代表・喪主)※スタンプ印以外
- ☐ お越しいただく方の本人確認書類
 - ・写真付きのもの
 - ※運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳 など
 - ・写真付きのものがない場合は下から2点
 - ※被保険者証(健康保険・介護保険)、年金手帳 など
- ☐ 預貯金通帳(相続人代表・喪主)または、キャッシュカード
- ☐ 亡くなった方名義の預貯金通帳から、各種税を口座引き落としされている場合は、新たに変更する引落口座の預貯金通帳と通帳届出印
- ☐ 印鑑登録証(印鑑登録証明書が必要な場合)

○亡くなった方のもの(見つからない場合でも手続き出来ます)

- ☐ 年金証書または年金手帳(振込通知書など基礎年金番号のわかるものでも可)
- ☐ 印鑑登録証
- ☐ マイナンバーカード、住民基本台帳カード
- ☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
 - ※世帯主が亡くなった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
 - ※加入者が亡くなった場合、葬祭費が請求できます。
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 福祉医療費受給者証(マル福カード)
- ☐ その他、市役所から交付された証書類

※戸籍謄本等・住民票の写し・税に関する証明書の請求や年金手続きを、代理人が行う場合は委任状が必要です。21ページを参考のうえ切り離してご利用ください。

※相続人代表者が、法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書《公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言(検認済のもの)遺言書情報証明書》をお持ちください。

死亡に関する手続きについてよくある質問

Q.死亡届は提出したので、市役所での手続きはしなくてよいですか？

A.多くの場合、手続きが必要となります。

<健康保険等>

- ・国民健康保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。
- ・後期高齢者医療保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。
- ・ご家族が社会保険から国民健康保険に切り替える方は、加入手続きが必要です。

<介護保険等>

- ・65歳以上の方は、保険料等の手続きが必要です。
- ・65歳未満で介護の認定申請中の方または介護サービスの利用があった方は、お手続きが必要な場合があります。

<年金等>

- ・年金を受給されていた方は、未支給年金請求等の手続きがあります。
 - ・年金受給前でも、死亡一時金等の請求ができる場合があります。
 - ・18歳未満の方で加給年金の対象となっている場合は手続きが必要です。
- ※ただし、各種請求手続きできる方には、一定の要件があります。

<税金等>

- ・亡くなった方によって、手続きが必要な場合があります。

Q.厚生年金・共済年金は年金事務所に行けばよいですか？

A.年金事務所で手続きが可能です。

ただし、市役所で取得する証明書(戸籍・住民票除票等)が必要になります。

Q.亡くなった方の保険証などで見つからないものがありますが手続きできますか？

A.証書類に不足があった場合は、状況に合わせてご案内いたします。

お持ちいただくものについては、2ページをご覧ください。

Q.死亡の記載がある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか？

A.原則として死亡届を受理した日の翌日から約7日目(閉庁日含まず)で交付ができます。ただし、他市に死亡届の内容を確認したり、他市から本籍地である北秋田市に死亡届が郵送される場合など、更にお時間がかかることがあります。

- ・夜間や閉庁日での守衛室預かり分は、翌開庁日からの起算になります。
- ・遠方などで窓口での取得が難しい場合は、郵便でのご請求も可能です。
(郵便請求の方法については19ページをご覧ください)
- ・本籍地において戸籍の記載を行いますので、詳細は本籍地の市区町村へお問い合わせください。

【◎市役所で行う手続き】

※亡くなられた方の状況については、主なものを掲載しております。

世帯主の変更		本庁舎 市民課市民係（1階 ①番） ☎ 0186-62-1114 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	世帯主が亡くなられた方	世帯主変更	・来庁者の本人確認書類 世帯主が亡くなられた場合は、別の世帯員が世帯主となります。新しい世帯主について職員から確認させていただきます。なお、同世帯員でない場合は委任状が必要になります。

印鑑登録証		本庁舎 市民課市民係（1階 ①番） ☎ 0186-62-1114 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	印鑑登録をされていた方	登録証の返納または廃棄	・印鑑登録証 お亡くなりと同時に抹消のため、印鑑登録証明書は発行できません。個人情報の入ったカードではありませんので、自宅で廃棄されてもかまいません。

住基カード		本庁舎 市民課市民係（1階 ①番） ☎ 0186-62-1114 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	住民基本台帳カードをお持ちだった方	返納手続き ※希望の方のみ	お亡くなりと同時に使用できなくなります。

個人番号カード(写真付きマイナンバーカード)		本庁舎 市民課市民係（1階 ①番） ☎ 0186-62-1114 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	個人番号カードをお持ちだった方	返納手続き ※希望の方のみ	お亡くなりと同時に使用できなくなります。 死亡に伴う各種手続きで、亡くなられた方の個人番号の記載を求められることがありますので、保管ください。 ※通知カードについても同様です。

パスポート		本庁舎 市民課市民係（1階 ①番） ☎ 0186-62-1114 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	パスポートをお持ちだった方	返納手続き ※希望の方のみ	・有効中のパスポート ・死亡が確認できる書類 ・届出人と亡くなった方の関係がわかる戸籍謄本(コピー不可) ・来庁者の身分証明書

【◎市役所で行う手続き】

国民年金		本庁舎 市民課国保年金係（1階 ②番） ☎ 0186-62-1118 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ /	国民年金を受給していた方	死亡届 未支給年金請求 死亡一時金請求 遺族基礎年金 寡婦年金請求 など	・亡くなられた方の年金証書 ・窓口に来られる方の身分証明書（免許証等） ・請求者となる方の振込先口座がわかるもの（預貯金通帳またはキャッシュカード） ・請求者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの
☐ /	国民年金に加入中の方 （国民年金を受給される前に亡くなられた方）		※その他戸籍謄本等必要な書類については、来庁時にご案内いたします。 ※亡くなった方の死亡の事実がわかる書類（死亡診断書の写し等）

※農業者年金については、JA（秋田たかのす農協）が窓口となります。（本店：☎0186-62-3700）

福祉医療制度		本庁舎 市民課国保年金係（1階 ②番） ☎ 0186-62-1118 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ /	福祉医療費（マル福）助成を受給されていた方	資格喪失の届出	●重度障害者医療費助成 ●子ども医療費助成 ●ひとり親家庭医療費助成 ・受給者の健康保険者証 ・受給者証
☐ /	福祉医療費（マル福）助成受給者が同世帯にいる場合	受給者証の変更	
☐ /	福祉医療費支給を申請していた場合	振込口座の変更	・相続人となる方の預貯金通帳、印鑑（認印）

【◎市役所で行う手続き】

国民健康保険		本庁舎 市民課国保年金係（1階 ②番） ☎ 0186-62-1118 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
□ ／	国民健康保険に加入していた方	資格喪失	【国民健康保険に加入していた方の場合】 ・亡くなられた方の被保険者証 ・亡くなられた方の各種認定証 ・喪主の方の印鑑 ・手続きする方の印鑑 ・手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） ・葬祭費の振込先口座がわかるもの （喪主の方の預貯金通帳またはキャッシュカード）
	または 世帯内に国民健康保険に加入している方がいる世帯主の方	保険証及び各種認定証返還 葬祭費支給申請 送付先申請 世帯主の場合 世帯内の加入者全員に交付している証の記載事項変更 国民健康保険税の精算	

後期高齢者医療保険		本庁舎 市民課国保年金係（1階 ②番） ☎ 0186-62-1118 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
□ ／	後期高齢者医療保険に加入していた方	保険証及び各種認定証の返還	・亡くなられた方の被保険者証 ・亡くなられた方の各種認定証 ・喪主の方の印鑑 ・葬祭費の振込先口座がわかるもの （喪主の方の預貯金通帳またはキャッシュカード）
		葬祭費支給申請 保険料に関する相続人代表者 高額療養費等の振込口座の変更	

「相続人代表」・・・法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。
所有権や相続割合等を決めるものではありません。

【◎市役所で行う手続き】

児童手当		本庁舎 福祉課こども福祉係 (1階 ⑨番) ☎ 0186-62-6638 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	児童手当の対象児童がお亡くなりになった場合	受給事由消滅届または額改定認定請求	必要なものは特にありません
☐ ／	児童手当を受給していた保護者がお亡くなりになった場合	・未支払請求 ・認定請求	・新たな受給者(保護者)となる方の健康保険証 ・新たな受給者(保護者)となる方の預貯金通帳 またはキャッシュカード

児童扶養手当		本庁舎 福祉課こども福祉係 (1階 ⑨番) ☎ 0186-62-6638	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	高校生以下の保護者がお亡くなりになった場合	児童扶養手当の申請	ご家庭の状況をお伺いしてから、手続きに必要なものを説明します。 まずはご相談ください。
☐ ／	児童扶養手当の対象児童がお亡くなりになった場合	・資格喪失届 ・額改定届	・児童扶養手当証書
☐ ／	児童扶養手当を受給していた保護者がお亡くなりになった場合	・死亡届 ・未支払手当請求書	・児童扶養手当証書

特別児童扶養手当		本庁舎 福祉課こども福祉係 (1階 ⑨番) ☎ 0186-62-6638	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	特別児童扶養手当の対象児童がお亡くなりになった場合	・資格喪失届 ・額改定届	・特別児童扶養手当証書
☐ ／	特別児童扶養手当を受給していた保護者がお亡くなりになった場合	・資格喪失届 ・認定請求 ・未支払請求書	・特別児童扶養手当証書 ・新たに受給者(保護者)となる方の預貯金通帳またはキャッシュカード ・新たに受給者(保護者)となる方と受給対象障がい児の続柄が分かる戸籍謄本及び住民票謄本 ・受給対象障がい児の預貯金通帳またはキャッシュカード

【◎市役所で行う手続き】

保育園など		本庁舎 福祉課こども福祉係（1階 ⑨番） ☎ 0186-62-6638 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐	保育施設を利用していた児童がお亡くなりになった場合	・退所の届出	必要なものは特にありません
☐	保育施設を利用している児童の世帯の方がお亡くなりになった場合	・入所事項の変更申請	

障がい者		本庁舎 福祉課地域障がい福祉係（1階 ⑧番） ☎ 0186-62-6637 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちだった方	手帳返還届	・亡くなられた方の身体障害者手帳又は療育手帳
☐	精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった方	手帳返還	・亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳
☐	障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当を受給していた方	死亡届 未支払請求書	・手続きをする方の本人確認ができるもの ・相続人代表となる方の預貯金通帳またはキャッシュカード ・相続人代表となる方と亡くなられた方の続柄が分かる戸籍謄本（抄本）が必要となる場合があります。
☐	自立支援医療制度を受けていた方	受給者証返還	・亡くなられた方の自立支援医療受給者証
☐	障害福祉サービス・児童通所サービスを利用していた方	受給者証返還	・亡くなられた方の受給者証
☐	在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成を受けていた方	喪失届	・相続人代表となる方の預貯金通帳またはキャッシュカード
☐	人工透析通院交通費助成を受けていた方	変更届	・相続人代表となる方の預貯金通帳またはキャッシュカード

【◎市役所で行う手続き】

介護保険		本庁舎 高齢福祉課介護保険係（1階 ⑩番） ☎ 0186-62-1112 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	65歳以上の方 または要介護等 認定を受けてい た方	介護保険被保険者 証等の返還 保険料等に関する 送付先または相続 人代表者の申請 介護保険料の精算 要介護等認定申請 の取下げ (該当の方) 高額介護サービス費 等の振込口座の変 更 (該当の方)	・亡くなられた方の介護保険被保険者証 ・亡くなられた方の介護保険負担割合証(該当の方) ・亡くなられた方の介護保険負担限度額認定証(該当の方) ・亡くなられた方の社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(該当の方) ・相続人代表となる方の振込先口座が分かるもの (預貯金通帳またはキャッシュカード) ・相続人代表となる方の印鑑(認印) ・手続きをする方の本人確認ができるもの(運転免許証等) ・相続人代表となる方と亡くなられた方の続柄が分かる 戸籍謄本(抄本)が必要となる場合があります。

高齢者		本庁舎 高齢福祉課高齢福祉係（1階 ⑪番） ☎ 0186-62-6639 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	あんしん電話(緊急 通報装置)の貸与を 受けていた方	中止届の提出、機器 取外しの日程調整	・機器の取外しについては、日程を調整のうえ後日担当者 (社会福祉協議会)の立会いにより行います。
☐ ／	外出支援サービスの 利用登録をされてい た方	中止届の提出	
☐ ／	食の自立支援事業 (配食サービス)を利 用していた方	中止届の提出	
☐ ／	家族介護用品の支 給を受けていた方	中止届の提出	
☐ ／	家族介護慰労金を 受給されていた方	受給資格喪失届の 提出	

納税(収納)		宮前町庁舎 税務課収納係（1階） ☎ 0186-62-1115 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	納税していた方 (納税義務者・納税 管理人・相続人代表 者)	今後の納税に関す る手続き・納付につ いて (口座振替の変更 又は廃止等)	・亡くなられた方の納税通知書や領収書 ・同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係 が確認できる書類(戸籍謄本等) (口座振替の手続きをされる方) ・新たに申し込みされる方の預貯金通帳、通帳届出印、ただし この場合は取り扱い金融機関へ直接お申し込みください。

【◎市役所で行う手続き】

軽自動車税(種別割)		宮前町庁舎 税務課市税係(1階) ☎ 0186-62-1116 本庁舎 生活課地域推進係 (1階 ③番) ☎ 0186-62-6628 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	原動機付自転車(125ccまで)、その他(トラクターコンバイン、フォークリフト等)を所有していた方	名義変更又は廃車	・ナンバープレート(廃車の場合) ・車体番号が分かるもの(自賠責証書等) ・届出される方の身分証 ※廃車の際、ナンバープレートがない場合(盗難、紛失等により)は、窓口にてご相談ください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。

固定資産税		宮前町庁舎 税務課市税係 (1階) ☎ 0186-62-1116 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	固定資産(土地・家屋)をお持ちの方	相続人代表者指定・変更	・届出人となる方の本人確認書類 (相続人が複数人の場合、手続きの説明をさせていただきます。) ・同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等)
☐ ／	未登記家屋をお持ちだった方	未登記家屋の名義変更	・新たに所有者となる方の印鑑(認印) ・登記をされていない家屋(未登記家屋)について所有権の移転を希望される方は、「家屋補充台帳変更届」を提出していただきます。 ・添付書類は、法務局において相続による所有権移転登記を行う際に必要となる書類に準じます。(内容を確認後、原本はお返しします。)
☐ ／	共有名義の固定資産をお持ちの方で共有代表をされていた方	共有代表者の変更	・新たに代表者となる方の印鑑(認印)
☐ ／	納税管理人となっていた方	納税管理人の変更・廃止	・納税管理人を変更される場合は、新たに納税管理人となる方の印鑑(認印) ・納税義務者の方の印鑑(認印)

市県民税		宮前町庁舎 税務課収納係 (1階) ☎ 0186-62-1115 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	納税義務者がお亡くなりになった場合	相続人代表者指定・変更	・届出人となる方の本人確認書類 (相続人が複数人の場合、手続きの説明をさせていただきます。) ・同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等)

【◎市役所で行う手続き】

農地		本庁舎 農業委員会事務局（2階 左側） ☎ 0186-62-6609 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	農地を相続された方	農地法第3条の3第1項の規定による届	農地を相続し、相続登記が完了したときは農業委員会への届け出が必要です。 ・土地の登記完了証の写しまたは土地の全部事項証明書の写し ・相続された方の印鑑（認印）

森林		第二庁舎 農林課林業振興係（1階 4番） ☎ 0186-62-5517 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	森林を相続された方	森林法第10条の7の2第1項の規定による届出	所有者変更手続きが必要です。 ※手続きの詳細については上記へお問い合わせ下さい。 （土地の位置を示す地図、登記事項証明書が必要です）

市営住宅		森吉庁舎 都市計画課都市計画住宅係（1階） ☎ 0186-72-5246 本庁 生活課地域推進係（1階 ③番） ☎ 0186-62-6628 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居される同居親族	入居承継承認申請	・引き続き入居される場合は承継条件を満たす必要があります。 ・亡くなった方の住民票の除票 ・手続きされる方の印鑑（認印） ※手続きの詳細については上記へお問い合わせください。
☐ ／	契約者が亡くなり市営住宅を退去される方	明け渡しの手続き 敷金還付請求	・退居の際は、家財等の撤去・清掃等原状回復を行ったうえで、退居検査を受ける必要があります。 ※手続きの詳細については上記へお問い合わせください。
☐ ／	市営住宅に入居の同居親族が亡くなった方	同居者異動手続き	・同居親族が亡くなったことに伴い、家賃が変動する可能性があります。 ※手続きの詳細については上記へお問い合わせください。
☐ ／	駐車場を利用していた方	使用中止 使用許可申請	・車検証の写し ・車検証の使用者と入居者（同居者）が異なる場合は、現に当該車両を使用している旨の自動車使用確約書 ・手続きされる方の印鑑（認印）

※空き家 16ページ

空き家バンクの登録については、相続手続き完了後 都市計画課都市計画住宅係が窓口となります。（☎0186-72-5247）

【◎市役所で行う手続き】

下水道受益者負担金			
森吉庁舎 都市計画課下水道係（1階） ☎ 0186-72-5248 各総合窓口センター市民生活係			
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	下水道事業受益者負担金を納付中または猶予中の方	受益者の変更（下水道事業受益者変更届出書）	・新たな受益者となる方の印鑑（認印）

下水道			
森吉庁舎 都市計画課下水道係（1階） ☎ 0186-72-5248 各総合窓口センター市民生活係			
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	公共下水道を利用していた方	公共下水道の休止、廃止の届出（公共下水道廃止届）	・廃止の場合⇒廃止届：印鑑（認印） ・休止（再開）の場合⇒水道お客様センターへ連絡のうえ、お手続きしてください。 ☎（0186-67-6052）
☐ ／		使用者の変更の届出（排水設備等設置者変更届）	・引き続き利用する場合⇒変更届：印鑑（認印）
☐ ／		使用人数の変更の届出（汚水排水量認定基準異動届）	・引き続き利用する場合で、なおかつ自家水（井戸水など）使用の場合（自家水にメーター無し）、あるいは水道と自家水の併用の場合（自家水にメーター無し）⇒異動届：印鑑（認印）

浄化槽			
森吉庁舎 都市計画課下水道係（1階） ☎ 0186-72-5248 各総合窓口センター市民生活係			
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	市設置型浄化槽を利用していた方	浄化槽使用の休止、廃止の届出（戸別浄化槽使用休止・廃止届）	・廃止の場合⇒廃止届：印鑑（認印） ・休止（再開）の場合⇒休止届（再開届）：印鑑（認印） ※浄化槽清掃後の受理となります。
☐ ／		使用者の変更の届出（戸別浄化槽に関する地位継承届）	・引き続き利用する場合⇒地位継承届：印鑑（認印）

農業集落排水施設			
森吉庁舎 都市計画課下水道係（1階） ☎ 0186-72-5248 各総合窓口センター市民生活係			
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	農業集落排水を利用していた方	農業集落排水の休止、廃止の届出（排水設備廃止届）	・廃止の場合⇒廃止届：印鑑（認印） ・休止（再開）の場合⇒水道お客様センターへ連絡のうえ、お手続きしてください。 ☎（0186-67-6052）
☐ ／		使用者の変更の届出（排水設備所有者変更届）	・引き続き利用する場合⇒変更届：印鑑（認印）
☐ ／		使用人数の変更の届出（排水設備使用人数変更届）	・引き続き利用する場合⇒変更届：印鑑（認印）

【◎市役所で行う手続き】

上水道		宮前町庁舎 お客様センター（1階） ☎ 0186-67-6052 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	上水道を利用して いた方	使用名義の変更、 支払方法の変更、 閉栓	上記へお問い合わせください。

市営墓地		本庁舎 生活課環境係（1階 ⑤番） ☎ 0186-62-1110 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	市営墓地を使用して いた方	・承継申請 ・返還届 ・改葬の申請	・承継・・・前使用者の許可証、戸籍謄本又はその承継原因を説明 する書類、承継者の戸籍謄本及び住民票(世帯全員)の写し ・返還・・・墓標等設置の場合は撤去し更地の状態で返還していただ きます。 ・改葬・・・詳しくはお問い合わせください。

飼い犬		本庁舎 生活課環境係（1階 ⑤番） ☎ 0186-62-1110 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	犬を所有していた方	所有者の変更	上記へお問い合わせください。

理容所・美容所・ クリーニング所		本庁舎 生活課環境係（1階 ⑤番） ☎ 0186-62-1110 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	理容所・美容所・ クリーニング所を 経営していた方	承継/廃止手続変更	廃止・・・廃止届出書確認済証またはクリーニング所届出済証 承継・・・詳しくはお問い合わせください。

旅館・公衆浴場を 経営していた方		本庁舎 生活課環境係（1階 ⑤番） ☎ 0186-62-1110 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	旅館・公衆浴場を 経営していた方	承継手続き 営業停止(廃止)届	廃止・・・廃止届出書旅館業経営許可書または公衆浴場営業許可書 承継・・・詳しくはお問い合わせください。

就学援助		第二庁舎 教育委員会学校教育課義務教育係（2階） ☎ 0186-62-6617	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	就学援助の申請をされ る方 就学援助認定世帯の 方	就学援助申請 就学援助費振込口座 の変更	保護者の通帳、印鑑(認印) ※事前にお問い合わせください。

防災ラジオ		本庁舎 総務課危機管理係（2階 右側） ☎ 0186-62-6602 各総合窓口センター市民生活係	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ ／	防災ラジオを貸与さ れていた方	①申請事項変更届 ②返還届	返還いただくもの ①なし ②防災ラジオ(本体)、アダプター(電源)、アンテナ(黒色)

【◎市役所以外で行う手続き】

※必要な手続きについては、亡くなった方によって異なりますので、ご確認のうえお手続きください。

厚生年金		日本年金機構 鷹巣年金事務所 ☎ 0186-62-1490 〒018-3312 北秋田市花園町18-1	
チェック	対象者	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐	厚生年金を受給していた方	未支給年金 請求 遺族厚生年金 請求	・亡くなられた方の年金証書 ・請求者の身分証明書(写真付き) ・請求者となる方の振込先口座がわかるもの (預貯金通帳またはキャッシュカード) ・請求者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの ・請求者となる方の印鑑(認印) ※年金事務所は予約制となっております。事前にお電話等で 予約のうえ、来訪してください。 予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

共済年金		各共済組合	
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項	
☐	共済年金を受給していた方	各共済組合へ直接お問い合わせください。	

農業者年金		秋田たかのす農業協同組合 本店・支店 ☎ 0186-62-3700(本店) 〒018-3324 北秋田市大町3-10	
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項	
☐	農業者年金を受給していた方	JA(秋田たかのす農業協同組合)へ直接お問い合わせください。	

企業年金		各企業年金	
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項	
☐	企業年金を受給していた方	各企業年金基金または企業年金連合会へ直接お問い合わせください。	

恩給		総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400	
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項	
☐	恩給を受給していた方	総務省恩給相談室へ直接お問い合わせください。	

国税等		大館税務署 ☎ 0186-42-0671 〒017-8686 大館市赤館町2-16	
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項	
☐	相続税手続き 所得税・消費税申告 手続	申告には期限がありますので、上記へお問い合わせください。 ※亡くなられた年の収入の申告が必要な場合があります。	

【◎市役所以外で行う手続き】

運転免許証		北秋田警察署 ☎ 0186-62-1245 〒018-3331 北秋田市鷹巣字下家下1
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ /	返納手続き	問い合わせ先に連絡のうえ、お手続きしてください。

普通自動車(税)		秋田県総合県税事務所北秋田支所 ☎ 0186-49-2211 〒017-0872 大館市片山町3丁目14-5
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ /	自動車税に関する こと	問い合わせ先に連絡のうえ、お手続きしてください。

普通自動車・ 二輪車(125cc超)		東北運輸局 秋田運輸支局 ☎ 018-863-5811 〒010-0816 秋田市泉字登木74-3
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ /	名義変更 または廃車	問い合わせ先に連絡のうえ、お手続きしてください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されますので、 早めの手続きをお願いします。

軽自動車		大館北秋田自動車協会 ☎ 0186-42-2281 〒017-0042 大館市観音堂401
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ /	名義変更 または廃車	問い合わせ先に連絡のうえ、お手続きしてください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されますので、 早めの手続きをお願いします。

有料道路割引		NEXCO東日本 有料道路ETC割引登録料 ☎ 045-477-1233
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ /	利用の停止	問い合わせ先に連絡のうえ、お手続きしてください。

生命・損害保険等		加入していた生命保険会社 または代理店
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ /	死亡保険金の請求 入院給付金の請求 等	保険金請求書、保険証券 戸籍謄本 死亡診断書 等 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。
☐ /	名義変更・解約 等	亡くなった方の死亡の記載のある戸籍謄本 相続人との関係がわかる戸籍謄本 等 保険会社・契約内容等によって必要書類が異なります。

【◎市役所以外で行う手続き】

株式等		各証券会社等
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ /	相続手続き 等	亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本 相続人の戸籍謄本、印鑑証明 等 証券会社等によって必要書類は異なります。

預貯金口座等		各金融機関等
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ /	口座解約手続き	亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本 相続人の戸籍謄本、印鑑証明 等 金融機関・取引状況等によって必要書類は異なります。

不動産登記		秋田地方法務局 大館支局 ☎ 0186-42-6514 〒017-0804 大館市柄沢狐台7-73
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ /	土地・家屋所有権移転 登記(相続)	不動産の所有者が亡くなった場合、所有権移転の登記が必要です。 申請は、不動産の所有地を管轄する法務局です

空き家		森吉庁舎 都市計画課都市計画住宅係 (1階) ☎ 0186-72-5246 本庁舎 生活課地域推進係 (1階 ③番) ☎ 0186-62-6628
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ /	空き家バンクへの登録	登録希望物件の相続手続き完了が第一前提で、その後、申請前手続きとして担当職員と不動産業者(宅地建物取引士)が事前下見を行ったうえで、登録できる物件かそうでない物件なのかを判断することになります。※相続手続き完了後 都市計画課都市計画住宅係 ☎0186-72-5246まで

クレジットカード		各契約会社
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ /	解約	各契約会社に連絡のうえ、お手続きしてください。

固定電話(NTT東日本)		☎ 固定電話から 局番なし116 ☎ 携帯からは 0120-116-0000
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ /	契約承継・解約	契約者の死亡が記載されている戸籍謄(抄)本の写し 契約者と相続人の関係がわかる戸籍謄(抄)本の写し など 問い合わせ先に連絡のうえ、お手続きしてください。

固定電話(NTT東日本以外)		各契約会社
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ /	名義変更・解約	問い合わせ先に連絡のうえ、お手続きしてください。

【◎市役所以外で行う手続き】

電気・ガス料金等		各契約会社
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ /	名義変更・解約	各契約会社に連絡のうえ、お手続きしてください。

NHK受信料		NHKふれあいセンター(営業) ナビダイヤル:0570-077-077
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ /	名義変更・解約 減免の停止	問い合わせ先に連絡のうえ、お手続きしてください。

携帯電話・有料アプリ・インターネット		各契約会社
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ /	名義変更・解約	各契約会社やプロバイダに連絡のうえ、お手続きしてください。

新聞		各販売店
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ /	名義変更・解約	購読していた新聞の販売店に連絡のうえ、お手続きしてください。

衛生放送(BS・CSなど)		各契約会社
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ /	名義変更・解約	各契約会社に連絡のうえ、お手続きしてください。

遺言書		秋田家庭裁判所 大館支部 ☎ 0186-42-0071 〒017-0891 大館市中城15
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ /	検認・開封	遺言書の保管者または相続人は、遅滞なく遺言書を封印のまま家庭裁判所に提出する必要があります。 申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所です。

相続放棄		秋田家庭裁判所 大館支部 ☎ 0186-42-0071 〒017-0891 大館市中城15
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐ /	相続放棄の申立	相続放棄には2種類あり、相続を知った日から3か月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。 ・相続放棄 ・限定承認…引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。 相続人全員の合意が必要です。

【◎市役所以外で行う手続き】

国債(戦没者弔慰金)		償還金支払場所 または 証券保管証書に記載の郵便局
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐	記名変更 / 償還金受領	国債(または証券保管証書) 記名者の死亡を証明できる戸籍書類(記名者の除籍抄本等) 記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍謄(抄)本 変更する方の印鑑(認印)

秋田県心身障害者扶養共済制度		北秋田地域振興局 鷹巣阿仁福祉環境部企画福祉課 ☎ 0186-62-1165 (北秋田振興局庁舎隣) 〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76-1
チェック	主な手続き	必要なもの・注意事項
☐	心身障害者の保護者 (加入者)の方が 亡くなったとき... 支給金請求	加入者の死亡診断書(原本または原本証明されたもの) 加入者の住民票の除票 心身障害者及び年金管理者の住民票 秋田心身障害者冬共済制度加入者証※ 振込先となる預貯金通帳の写し 請求者の印鑑(認印)
☐	心身障害者の方が 亡くなったとき... 弔慰金請求	加入者及び心身障害者の住民票 秋田県心身障害者扶養共済制度年金証書※ 振込先(加入者名義)の預貯金通帳の写し 請求者の印鑑(認印)
☐	受給者(心身障害者) の方が亡くなったとき	受給者の住民票の除票 届出者の印鑑(認印)

※加入者証及び年金証書の原本が見当たらない場合は、問い合わせ先へご連絡ください。

郵便による戸籍謄抄本等の請求方法

戸籍(除籍・改製原戸籍)謄抄本、戸籍の附票、身分証明書等は、本籍地の市区町村から郵便で取り寄せることができます。

①請求書にご記入ください。

次の「戸籍証明書等の郵便請求書」に必要事項を記入してください。

※請求の理由はできるだけ詳しく記入してください。

(例)〇〇の死亡に伴う△△の手続きのため、〇〇が生まれてから死亡するまでの連続した戸籍(除籍・改製原戸籍)が必要。

※戸籍の附票を請求する場合は、必要な住所を記入してください。

(例)〇〇の車を廃車するため、△△から□□までの住所のつながりが必要。

※請求される方と、戸籍等に記載されている方との続柄の確認を行います。

当市で続柄の確認ができない場合(当市に戸籍等がない方)は、続柄を証明するための戸籍等のコピーを添付してください。

②手数料は「定額小為替」をお願いします。(切手不可)

定額小為替は郵便局で購入できます。

※戸籍の附票、身分証明書等の手数料は、市区町村によって異なりますので、あらかじめ、お確かめください。

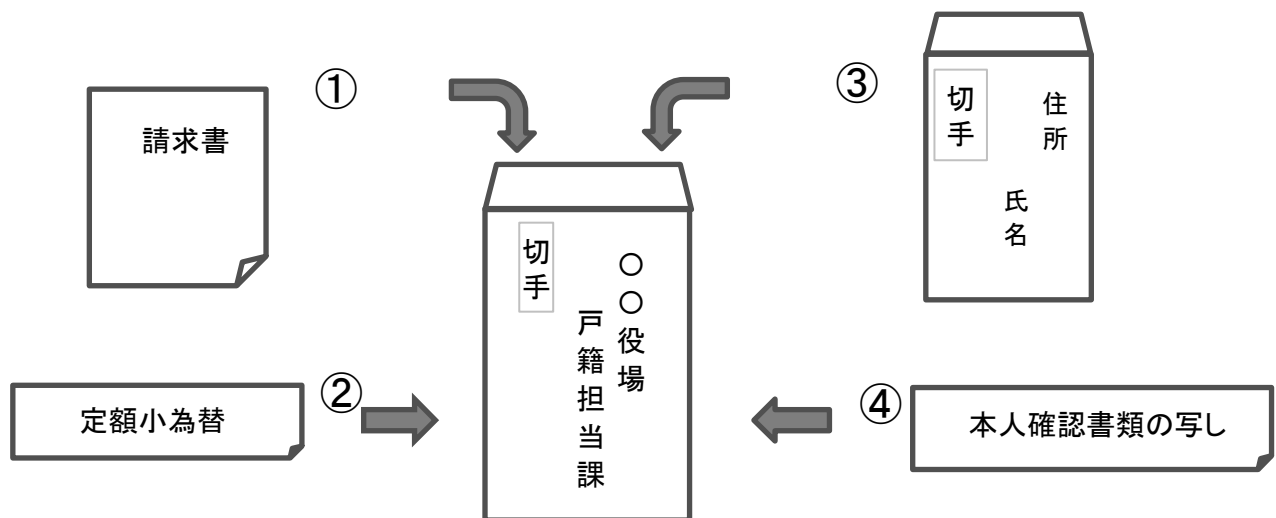
③返信用の封筒を準備ください。

返送先の住所、氏名を記入し、切手を貼ってください。なお、お急ぎの場合は、速達料金を追加してください。

④本人確認書類の写しを添付してください。

運転免許証、国民健康保険証等の本人確認ができる書類のコピーを添付してください。

⑤ ①②③④を同封し、本籍地の市区町村の戸籍担当課にご請求ください。



(お願い)郵送の場合は、配達の日数と事務処理日数が必要です。

日数に余裕をもって請求してください。

戸籍証明書等の郵便請求書

秋田県北秋田市長 様

令和 年 月 日

請 求 者	住 所			
	ふりがな _____ ※平日昼間に連絡可能なもの(携帯電話可)			
	氏 名		⑤ 電話番号 ()	
必 要 な 戸 籍 等 の 表 示	本籍(番地まで記入してください)			
	北秋田市			
	ふりがな 筆頭者の 氏 名 (明・大・昭・平・令 年 月 日生)	ふりがな 必要な方の 氏 名 (明・大・昭・平・令 年 月 日生)		
必要な方 との関係	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ 父母 ☐ 祖父母 ☐ その他() ※「その他」の方の請求は、委任状等の書類を要する場合があります。			
請 求 の 理 由	☐ 権利行使、義務履行のため ※関係が「その他」の方は必ず記載ください。 ☐ 国または地方公共団体の機関に提出するため ☐ その他、正当な理由があるため ※理由をお書きください。 ()			
使用目的	☐ パスポート申請 ☐ 年金申請 ☐ 相続手続き ☐ 戸籍の届出(婚姻、離婚、転籍等) ☐ 廃車手続き ☐ その他()			
証 明 書 の 種 類	証明書の種類	料金 (1通)	謄本(全部事項証明) ※同じ戸籍全員が記載されているもの	抄本(個人事項証明) ※必要な方1人が記載されているもの
	☐ 戸籍(今現在の戸籍)	450円	_____ 通	_____ 通
	☐ 除籍	750円	_____ 通	_____ 通
	☐ 改製原戸籍(昭和・平成)	750円	_____ 通	_____ 通
	☐ 戸籍の附票	200円	_____ 通	_____ 通
	☐ 身分証明書	200円	_____ 通	※本人以外の請求は、本人直筆の委任状が必要です。
	☐ 独身証明書 ☐ 受理証明書	350円	_____ 通	受理の種類()
どのような 戸籍証明が 必要ですか	【戸籍】 ☐出生から現在(死亡)までの戸籍すべて… 各 _____ 通 ☐記載がある戸籍すべて…………… 各 _____ 通 ☐____歳から現在までの戸籍すべて…………… 各 _____ 通 ☐死亡の記載がある戸籍…………… 各 _____ 通 ☐婚姻・離婚の記載がある戸籍…………… 各 _____ 通 ☐その他() 各 _____ 通 【戸籍の附票】 ☐住所()が記載されているもの…………… 各 _____ 通 「除籍」と「改製原戸籍」は、その方の要因※や戸籍改製(昭和・平成)により、複数存在する場合があります。 ※転籍、婚姻、離婚、養子縁組、家督相続等 「戸籍の附票」についても、各戸籍証明と同様で、その方により複数存在する場合があります。			

■請求に必要なもの(戸籍証明書等の郵便請求書と、①②③をご送付ください)

①本人確認書類	→	請求者の現住所・氏名が記載された身分証明書等のコピーを同封ください。 (マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真付き)、運転免許証、健康保険証、障害者手帳、住民票など)
②返信用封筒	→	身分証明書に記載の現住所・氏名を記入し、切手を貼ってください。 (身分証明書等に記載された現住所にしか送付できません)
③交付手数料	→	郵便局の定額小為替証書、または現金書留をご利用ください。

委任状に関するご案内

死亡にともなう手続きについて、戸籍謄本等・住民票の写し・税に関する証明書の請求、年金の手続きなどを相続人や請求者ご本人が行うことが困難な場合、委任状があれば代理の方が行うことができます。

22ページに委任状の様式を掲載していますので、ご利用ください。

委任状は、委任するご本人(委任者)が内容をすべて記載のうえ、署名いただくようお願いします。

やむをえず委任するご本人以外が代筆等される場合は、意思確認のために、委任者ご本人に氏名を自署いただくか、または押印していただくようお願いします。

【掲載している委任状の様式】

○北秋田市長あて(死亡に関する手続き用)・・・22ページ 市役所用
要件を満たしていれば、任意の様式でも使用できます。

＜委任状について不明な点がありましたら、下記の各担当にお問い合わせください。＞

【お問い合わせ先】

○戸籍謄本等・住民票の写しについて
市民課市民係 0186-62-1114

○税に関する証明書について
税務課市税係 0186-62-1116

○年金手続きについて
市民課国民年金係(年金担当) 0186-62-1118

※日本年金機構あて

年金手続きの委任状については、定められた様式となります。

年金担当窓口に設置してあります。また、日本年金機構のホームページからも印刷できます。

注意事項

※①・②・③は、すべて委任者(①の人)が記入してください。
 ※住民票コード・個人番号(マイナンバー)付の住民票は、委任者本人あてに郵送となります。
 (窓口では直接お渡しできません。切手・封筒は代理人の方にご用意いただきます。)
 ※▲がついている書類の請求には、正確な本籍が必要になります。
 ※ペンで記入してください。(消えるボールペンは使用しないでください。)
 ※代理人(②の人)は本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)をご持参ください。
 ※窓口での申請にあたっては、各種申請用紙の記入が必要になります。

委 任 状

(あて先)北秋田市長

令和 年 月 日

①委任者(頼んだ人)

住所

本籍(戸籍・附票・身分証明書等の交付を委任する場合)

氏名 (印) 明・大・昭・平・令 年 月 日

(委任者が自署した場合は押印は必要ありません)

私は、下記の者を代理人と定め、下記の事項に関する 一切の権限を委任します。

記

②代理人(頼まれた人)

住所

氏名 明・大・昭・平・令 年 月 日

③委任事項

※委任の内容について、代理人に詳しい情報をお伝えください。

◎取得に関すること

☐住民票(世帯全員) _____ 通

☐住民票(世帯一部) (氏名 _____) _____ 通

☐住民票の除票

☐本籍・筆頭者を表示する

☐住民票コードを表示する

☐世帯主・続柄を表示する

☐個人番号(マイナンバー)を表示する

※住民票コード・個人番号(マイナンバー)付の住民票は窓口で直接お渡しできません。委任者宛てに郵送となります。切手・封筒は代理人の方にご用意いただきます。

▲☐戸籍・除籍・改製原戸籍 全部事項証明書(謄本) _____ 通

▲☐戸籍・除籍・改製原戸籍 個人事項証明書(抄本) _____ 通

▲☐戸籍附票 _____ 通

▲☐身分証明書 _____ 通

▲☐税証明(所得課税・評価・その他(_____)) _____ 通

☐その他(_____) _____ 通

◎届出に関すること

☐転入届

☐転出届
届)

☐転居届

☐その他(_____)

注意事項

※①・②・③・④は、すべて代筆者(④の人)が記入してください。
 ※住民票コード・個人番号(マイナンバー)付の住民票は、委任者本人あてに郵送となります。
 (窓口では直接お渡しできません。切手・封筒は代理人の方にご用意いただきます。)
 ※▲がついている書類の請求には、正確な本籍が必要になります。
 ※ペンで記入してください。(消えるボールペンは使用しないでください。)
 ※代理人(②の人)は本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)をご持参ください。
 ※窓口での申請にあたっては、各種申請用紙の記入が必要になります。

委任状(代筆用)

(あて先)北秋田市長

令和 年 月 日

①委任者(頼んだ人)

住所

本籍(戸籍・附票・身分証明書等の交付を委任する場合)

氏名 (印) 明・大・昭・平・令 年 月 日

(委任者が自署した場合は押印は必要ありません)

私は、下記の者を代理人と定め、下記の事項に関する 一切の権限を委任します。

記

②代理人(頼まれた人)

住所

氏名 明・大・昭・平・令 年 月 日

③委任事項

※委任の内容について、代理人に詳しい情報をお伝えください。

◎取得に関すること

☐住民票(世帯全員) _____ 通

☐住民票(世帯一部) (氏名 _____) _____ 通

☐住民票の除票

☐本籍・筆頭者を表示する

☐住民票コードを表示する

☐世帯主・続柄を表示する

☐個人番号(マイナンバー)を表示する

※住民票コード・個人番号(マイナンバー)付の住民票は窓口で直接お渡しできません。委任者宛てに郵送となります。切手・封筒は代理人の方にご用意いただきます。

▲☐戸籍・除籍・改製原戸籍 全部事項証明書(謄本) _____ 通

▲☐戸籍・除籍・改製原戸籍 個人事項証明書(抄本) _____ 通

▲☐戸籍附票 _____ 通

▲☐身分証明書 _____ 通

▲☐税証明(所得課税・評価・その他(_____)) _____ 通

☐その他(_____) _____ 通

◎届出に関すること

☐転入届

☐転出届

☐転居届

☐その他(_____)

届)

④代筆者 ※代理人(②の人)以外の人

住所

氏名 (印) 明・大・昭・平・令 年 月 日

相続税についてのお知らせ

相続税は、亡くなられた方から相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額(債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。)が遺産に係る基礎控除額を超える場合にその超える部分(課税遺産総額)に対して、課税される税金です。

遺産に係る基礎控除額＝3,000万円＋(600万円×法定相続人の数)

相続税が課される場合、財産を取得された方は、亡くなられたことを知った日(通常は亡くなられた日)の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口等をご利用ください。



○国税庁ホームページ

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)には、相続税の概要を説明したリーフレットや、相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容など、様々な情報を掲載しています。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「タックスアンサー」もご利用いただけます。

○電話相談センター(国税局税務相談)

最寄りの税務署へお電話いただきますと、自動音声によりご案内いたします。

「税金に関する一般的なご質問やご相談(1)」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、「電話相談センター」(国税局税務相談室)につながり、職員が相談をお受けします。

○税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません(注)。

税理士等をお探しの方は、日本税理士連合会ホームページ内「税理士情報検索サイト」(<https://www.zeirishishikensaku.jp>)で、税理士等の検索が可能となっています。

(注) 弁護士(弁護士法人)は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

税務署の電話番号一覧

税務署	所在地	電話番号	管轄
秋田南	〒010-8622 秋田市中通5丁目5番2号	018-832-4121 自動音声でご案内します。	秋田市の一部
秋田北	〒011-8577 秋田市土崎港中央6丁目9番13号	018-845-1161 自動音声でご案内します。	秋田市の一部 男鹿市 潟上市 南秋田郡
大館	〒017-8686 大館市赤館町2番16号	0186-42-0671 自動音声でご案内します。	大館市 鹿角市 北秋田市 鹿角郡 北秋田郡
能代	〒016-8601 能代市末広町4番20号	018185-52-6111 自動音声でご案内します。	能代市 山本郡
本荘	〒015-8622 由利本荘市給人町17番	0184-22-2335 自動音声でご案内します。	由利本荘市 にかほ市
大曲	〒014-8611 大仙市大曲上栄町9番4号	0187-62-2191 自動音声でご案内します。	大仙市 仙北市 仙北郡
横手	〒013-8504 横手市旭川1丁目5番8号	0182-32-6090 自動音声でご案内します。	横手市
湯沢	〒012-8502 湯沢市大工町2番32号	0183-73-5100 自動音声でご案内します。	湯沢市 雄勝郡

≪受付時間≫8:30～17:00
 [土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。]

自動音声によりご案内いたします。税に関する一般的なご質問やご相談の方は「1」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると「電話相談センター」(国税局税務相談室)につながり、職員が相談をお受けします。

秋田地方法務局・大館支局

庁名	所在地・電話番号
秋田地方法務局(本局)	〒010-0951 秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎 018(862)6531
大館支局	〒017-0804 大館市柄沢字狐台7番地73 0186(42)6514

※管轄の支局をご確認のうえご相談ください。

共済組合等の連絡先一覧

共済組合の名称	郵便番号	所在地	電話番号	備考
国家公務員共済組合	102-8082	東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎	0570-080-556 (ナビダイヤル)	国家公務員共済組合 連合会年金部
地方職員共済組合	102-8601	東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル	03-3261-9821	
全国市町村職員共済組合連合会	102-0084	東京都千代田区二番町2 東京グリーンパレス	03-5210-4611	
秋田県市町村職員共済組合	010-0951	秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館3階	018-862-5262	
公立学校共済組合	101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-9-5	03-5259-1122	本部年金相談室
警察共済組合	102-8588	東京都千代田区三番町6-8 警察共済ビル	03-5213-7570	本部事務局年金部
日本私立学校振興・ 共済事業団	113-8441	東京都文京区湯島1-7-5	03-3813-5321	共済事業本部
日本たばこ産業共済組合(JT)	現在は厚生年金に一元化されております。 詳しくは年金事務所にお問い合わせください。 0570-05-1165 (ナビダイヤル) 鷹巣年金事務所 0186-62-1490			
日本鉄道共済組合(JR)				
NTT企業年金基金 (日本電信電話共済組合)				
農林漁業団体職員共済組合	101-8511	東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル10階	03-3219-3100	
総務省政策統括官 (恩給担当)恩給相談室	162-8022	東京都新宿区若松町19-1 総務省第2庁舎1階	03-5273-1400	
企業年金連合会	105-0011	東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階	03-5401-8711	年金相談室 0570-02-2666
農業者年金基金	105-8010	東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5階	03-3502-3199	
秋田県国民年金基金	010-0001	秋田市中通1-4-32 秋田センタービル5階	018-837-3611	フリーダイヤル 0120-65-4192

固定資産を所有する方が亡くなられた場合の 手続きについて(お願い)

固定資産税納税義務者(登記名義人)が亡くなられた場合には、相続等の登記(法務局での手続き)が必要となりますが、登記が完了していない資産については、完了までの間、地方税法第343条の規定により新たに納税義務者を定める必要があります。

つきましては、「相続人代表者指名(変更)届」により、登記完了までの間の相続人代表者をお届けくださいますようお願いいたします。(1月1日を基準日として課税になります)

なお、相続人代表者は相続権がある方に限られます。

※未登記の家屋については、この届出により名義人が変更になります。

※相続登記等を完了している場合には、この届出は必要ありません。

※この届出は、「相続人代表者を定めるもの」であり、相続登記等の手続きにはなりません。

共有名義の代表者が亡くなった場合は別紙「共有資産代表者変更届」を提出してください。

お問い合わせ先: 〒018-3315 北秋田市宮前町4番15号

北秋田市役所 税務課市税係 電話0186-62-1116

口座振替を利用される方へ(お知らせ)

次の変更等がある場合は、ご利用の金融機関での手続きが必要となります。

・納税義務者が変更となる場合

(※注意)前納税義務者で利用していた口座振替は引継ぎできません。

・口座名義人が死亡した場合

【手続き方法】

・北秋田市内にある指定金融機関で手続きする場合

指定金融機関の窓口には口座振替依頼書を備え付けておりますので、通帳とお届け印をご持参のうえ手続きしてください。

・北秋田市外にある指定金融機関で手続きする場合

指定金融機関の窓口には口座振替依頼書を備え付けておりますので、通帳とお届け印をご持参のうえ手続きしてください。

・北秋田市外にある指定金融機関で手続きする場合

お電話(税務課収納係0186-62-1115)で口座振替依頼書をお取り寄せいただけます。

必要事項等を記入のうえ直接指定金融機関へ提出してください。

《指定金融機関》

・秋田銀行 ・秋田県信用組合 ・秋田たかのす農業協同組合

・北都銀行 ・東北労働金庫 ・郵便局又はゆうちょ銀行

お問い合わせ先: 〒018-3315 北秋田市宮前町4番15号

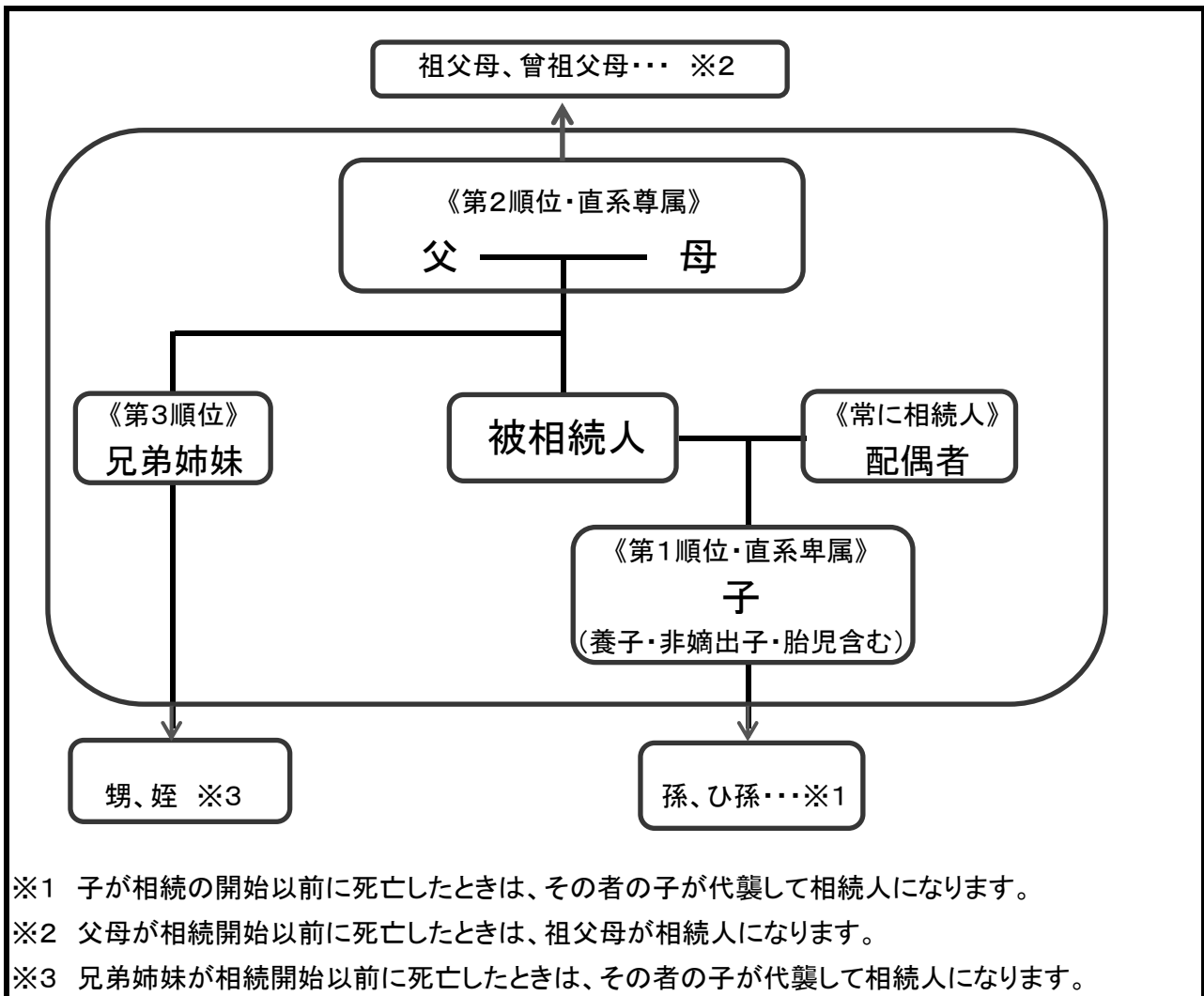
北秋田市役所 税務課収納係 電話0186-62-1115

相続登記・相続税等

相続の基礎知識

法定相続人の範囲や法定相続分は民法で次のとおり定められています。そのほか遺言書による場合や、相続が確定する前に相続人が亡くなり次の相続が開始すると、相続人や相続分が変わる場合もあります。

★法定相続人の範囲



・相続を放棄した人は初めから相続人ではなかったものとされます。

・内縁関係の人は、相続人に含まれません。

★法定相続分

相続人	相続分
配偶者と子	配偶者2分の1・子(2人以上のときは全員で)2分の1
配偶者と直系尊属(父母)	配偶者3分の2・直系尊属(2人以上のときは全員で)3分の1
配偶者と兄弟姉妹	配偶者4分の3・兄弟姉妹(2人以上のときは全員で)4分の1

・子供、直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いるときは、原則として均等に分けます。

・民法に定める法定相続分は、相続人の間で遺産分割の合意ができなかったときの遺産の取り分であり、必ずこの相続分で遺産の分割をしなければならないわけではありません。

